十一、オーパイ株式会社に対する件

昭和五〇年（排）第一六号

排除命令

広島市矢賀新町三丁目三番八号
オーパイ株式会社
右代表者　代表取締役　清水正夫

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　オーパイ株式会社は、その販売する「新味酬」と称する調味料について、一般消費者の誤認を排除するために、すみやかに、当該商品は、ぶどう糖、水あめ及び砂糖にグルタミン酸ソーダ、有機酸等を加え、更に、アルコール、香料等を添加して短期間に製造された調味料であつて、みりんではなく、また、「天然物を使用」と称することができるものではない旨を公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後、その販売する「新味酬」と称する調味料及びこれと同種の商品について、当該商品のラベル、パンフレット、説明書その他これらに類似する物に、みりんであると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。

三　同社は、第一項に基づいて行つた公示について、すみやかに、文書をもつて、当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　オーパイ株式会社（以下「オーパイ」という。）は、肩書地に本店を置き、乳酸菌飲料、清涼飲料、果汁飲料及び調味料の製造販売業を営む事業者である。

二　オーパイは、昭和四五年一二月から、自社工場において製造した三〇〇ミリリットル及び七二〇ミリリットル入りびん詰の調味料を「オーパイ」の商標で、「新味酥」と称して、一般消費者を対象とし、北海道を除く全国の地域に販売している。

三　オーパイは、三〇〇ミリリットル入りびん詰の胴張りラベル（別添写一の㈠）、肩張りラベル（別添写一の㈡）及び七二〇ミリリットル入りびん詰の胴張りラベル（別添写二の㈠）、肩張りラベル（別添写二の㈡）のそれぞれの中央部に大きく「新味酥」と記載したうえ、「しんみりん」と表示し、更に、三〇〇ミリリットル入りびん詰の胴張りラベルに「天然物を使用」と記載し、あたかも、当該商品が、もち米に米こうじ、しょうちゅう又はアルコール等を加えて長期間糖化熟成させたみりんであるかのように表示している。

四　しかるに、当該商品は、ぶどう糖、水あめ及び砂糖を主原料とし、これにグルタミン酸ソーダ、有機酸等を加えて攪拌後、更に、アルコール、香料等を添加して短期間に製造された調味料であつて、みりんではない。

また、「天然物を使用」と称することができるものではない。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、オーパイは、当該商品の品質について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認される表示をしているものであつて、かかる行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められ、不当景品類及び不当表示防止法第四条第一号の規定に違反するものである。

よつて、主文のとおり命令する。

昭和五〇年一〇月九日

公正取引委員会

委員長　高橋俊英

委員　橋本徳男

委員　呉文二

委員　瀧川正久

委員　青山春樹


新味醂
しんみりん
料理に味と趣をかえる
オーパイ㈱謹製
広島市矢賀町二五四番地
オーパイのしんみりんはうま味がたっぷりの料理味付専用の濃厚品です。
★蒲焼・焼鳥・焼肉・握り寿しなどのたれ
★そば・うどん・天ぷら・丼などのつゆ
★魚の煮つけ・野菜の煮もの・すき焼・茶椀むし・玉子焼・酢のもの・ぬた・佃煮などの味付
色々なお料理の調味料にご使用いただくと、上品な甘味と風味が生きてきます。
注意 防腐剤を使用しておりませんので、開栓後は替栓をして冷蔵庫に保管してください。もしカビの様なものができましてもさしつかえありません。
アルコール分0.8度以下 容量720ml


オーパイ
新味醂


新味醂
しんみりん
料理に味と趣を加える
オーパイ(株)謹製
広島市矢賀新町二ノ二ノ八
オーパイの新みりんは本味がたっぷりの料理味醂
注意 防腐剤を使用しておりませんので開栓後は
天然物を使


オーパイ